

## ○川棚町ボランティア公共空間環境美化活動実施要綱

(平成 18 年 9 月 1 日要綱第 25 号)

改正 平成 29 年 9 月 5 日要綱第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、アダプト・プログラムの手法を用い、本町内の道路、公園、河川、海岸等の公共の一定空間(以下「公共空間」という。)を各種団体、企業等がボランティア活動による清掃及び緑化作業を行うことにより、環境美化に対する町民意識の高揚を図り、町民と町の協働による「自然を愛し 暮らし輝くまち」づくりを推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 本活動の対象となる者は、ボランティア活動による公共空間における清掃、緑化作業等(以下「環境美化活動」という。)を行い、又は行おうとする町内の各種団体、企業その他の団体(以下「団体等」という。)とする。

(届出)

第 3 条 環境美化活動を希望する団体等の代表者は、当該団体等が管理しようとする公共空間の区域(以下「管理区域」という。)を定め、町長に環境美化活動管理区域認定申請書(様式第 1 号)及び環境美化活動者登録名簿(様式第 2 号)を提出するものとする。

2 団体等が活動の継続を辞退するときは、当該団体等の代表者が環境美化活動辞退届(様式第 3 号)を町長へ提出するものとする。

(認定基準)

第 4 条 町長は、前条第 1 項の規定による届出があつたときは、その届出の内容を審査し、次に定める認定基準により適切であると認めるときは認定を行うものとする。

- (1) 環境美化活動を年に 2 回以上実施すること。
- (2) 原則として 3 人以上で構成される団体等であること。
- (3) 宗教団体及び宗教活動を行う団体以外の団体であること。
- (4) その他町長が別に定める基準に適合すること。

(合意書)

第 5 条 町長は、前条による認定をしたときは団体等と環境美化活動合意書(様式第 4 号)を取り交わすものとする。

(団体等の役割)

第 6 条 団体等が当該管理区域において行う環境美化活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き缶、たばこの吸殻等散乱ごみの収集
- (2) 除草
- (3) 花苗の植栽と管理
- (4) その他環境美化推進のために必要な活動

(町の役割)

第7条 町長は、団体等に対し、次に掲げる支援をするものとする。

- (1) 次に掲げる物品の支給又は貸与
  - ア 清掃に必要な消耗品と花苗等(支給)
  - イ 清掃に必要な道具(貸与)
  - ウ その他町長が必要と認めるもの
- (2) 清掃したごみの処理
- (3) ボランティア活動傷害保険の加入
- (4) 管理区域等を示した表示板の設置

(合意書の解除)

第8条 町長は、次の掲げる事項に該当するときは、認定を取り消すとともに、環境美化活動合意書を解除することができる。

- (1) 第3条第2項の規定による提出があったとき。
- (2) 第4条各号の規定に違反したとき。
- (3) その他団体等として、ふさわしくないと認めたとき。

(報告書の提出)

第9条 団体等は、当該環境美化活動の実施の状況について、環境美化活動報告書(様式第5号)により、実施後遅滞なく町長に報告するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。